

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年11月11日
【四半期会計期間】	第62期第1四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）
【会社名】	藤 久 株式会社
【英訳名】	FUJIKYU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中松 健一
【本店の所在の場所】	名古屋市名東区高社一丁目210番地
【電話番号】	(052) 774-1181 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 筒井 和宏
【最寄りの連絡場所】	名古屋市名東区高社一丁目210番地
【電話番号】	(052) 774-1181 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 筒井 和宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期 第1四半期累計期間	第62期 第1四半期累計期間	第61期
会計期間	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日	自 2020年7月1日 至 2021年6月30日
売上高 (千円)	5,741,370	3,652,406	20,694,736
経常利益又は経常損失() (千円)	612,645	513,166	911,371
四半期(当期)純利益又は四半期純損失() (千円)	539,172	560,342	757,115
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	3,125,840	3,125,840	3,125,840
発行済株式総数 (株)	6,150,500	12,301,000	12,301,000
純資産額 (千円)	9,266,425	8,354,901	9,333,583
総資産額 (千円)	14,188,872	12,223,548	13,535,854
1株当たり四半期(当期)純利益又は 1株当たり四半期純損失() (円)	43.83	45.56	61.55
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	32.00
自己資本比率 (%)	65.3	68.4	69.0

(注) 1 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3 第61期第1四半期累計期間及び第61期における潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第62期第1四半期累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

5 2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第61期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失を算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。
なお、新型コロナウイルス感染症拡大による事業への影響については、引き続き今後の状況を注視してまいります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、会計方針の変更として、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しております。このため、前年同期比較は基準の異なる算定方法に基づいた数値を用いております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおりであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、感染力の強い新型コロナウイルス感染症の変異株の流行により感染者数が増加しました。感染拡大に伴い複数の都道府県で長期に亘り緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されるなど個人消費は低迷しました。足元では感染者数が減少し、緊急事態宣言が解除されるなど明るい兆しが見えるものの、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が属する手芸業界についても、緊急事態宣言に伴う休業要請や時短要請もあり、大変厳しい経営環境で推移しました。

このような環境のなかで、当社は新型コロナウイルスの感染防止対策を全店で実施し、お客様と従業員の健康面の安全確保を最優先とした店舗運営を継続するとともに、新しい生活様式に対応するため様々な施策に取り組んでまいりましたが、外出自粛により巣ごもり需要が急拡大した前年の反動により、当第1四半期累計期間の経営成績は、売上高36億52百万円（前年同四半期比36.4%減）、営業損失5億18百万円（前年同四半期は営業利益6億10百万円）、経常損失5億13百万円（前年同四半期は経常利益6億12百万円）、四半期純損失5億60百万円（前年同四半期は四半期純利益5億39百万円）となりました。

各部門別の経営成績は、次のとおりであります。

(店舗販売部門)

当第1四半期累計期間における店舗展開につきまして、退店では「クラフトハートトーカイ」1店舗を閉鎖いたしました。この結果、当第1四半期会計期間末の総店舗数は383店舗となりました。

商品区別では、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によるマスク需要と外出自粛による巣ごもり需要の影響を大きく受けた前年同四半期と比較すると、生地部門を含め各部門で売上高が下回る結果となりました。これらの結果、店舗販売部門の売上高は、34億3百万円（前年同四半期37.9%減）となりました。

店舗運営の取組みについては、これまで進めてきた構造的な経営改革に加え、新たな施策として「Web講習会、会員制度の充実、新規商品の販売、オムニチャネル化」を重点目標として定め取り組んでおります。Web講習会につきましては、新しい生活様式に対応するため、自宅で受講できるWeb講習会を開催しております。業務提携を結んだ株式会社日本ヴォーグ社とは、店舗とWebを融合した新しいWeb講習会システムを構築するため、店舗でのトライアルを開始しております。会員制度の充実につきましては、ランクアップ制度や年会費の自動更新の導入に向け検討を進めております。会員獲得の強化では、継続率を向上させることを目的に、有効期限内に更新のお客様にポイント付与やクーポン券の配布などキャンペーンを実施しております。新規商品の販売につきましては、玩具の需要が高まるクリスマス商戦に向け、株式会社エポック社のシルバニアファミリーやジグソーパズル、アクアビーズの導入を進めております。12月のクリスマス商戦までに100店舗へ導入予定です。オムニチャネル化につきましては、基幹システムの刷新に向け、店舗のレジシステムを現行のPC型からタブレット型へ変更を進めております。基幹システムの刷新により、在庫や会員などデータを一元管理することで、店舗受取などのサービス向上を図ります。

(通信販売部門)

通信販売部門では、前年同四半期はマスクとエコバッグ需要にけん引され、生地部門の売上が拡大したこともあり、毛糸、手芸用品、和洋裁服飾品において前年同四半期比で上回っているものの、通信販売部門全体の売上高は、店舗販売部門と同様に前年同四半期比を上回ることができませんでした。これらの結果、当部門の売上高は、2億42百万円（前年同四半期比3.2%減）となりました。

通信販売の取組みについては、店舗と同様に新規商品として株式会社エポック社のシルバニアファミリーの取扱いを開始しております。今後もWeb講習会をはじめ、店舗受取サービスなど各施策において店舗との連携を図り、相互送客による売上拡大を図ります。

(その他の部門)

当部門の内容は不動産賃貸であり、売上高は6百万円(前年同四半期比33.9%減)となりました。

当社は、セグメント情報を記載しておりません。

当第1四半期累計期間における事業部門及び商品区分別売上高等は、次のとおりであります。

区分	売上高(千円)		前年同四半期比(%)
	前第1四半期累計期間 (自2020年7月1日 至2020年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自2021年7月1日 至2021年9月30日)	
店舗販売部門	5,480,970	3,403,178	62.1
毛糸	132,127	120,944	91.5
手芸用品	1,030,010	839,108	81.5
生地	1,991,078	1,080,344	54.3
和洋裁服飾品	1,965,626	1,157,677	58.9
衣料品	95,041	54,298	57.1
生活雑貨	155,421	65,947	42.4
その他	111,664	84,858	76.0
通信販売部門	250,868	242,924	96.8
毛糸	7,568	11,723	154.9
手芸用品	73,818	86,107	116.6
生地	54,843	31,642	57.7
和洋裁服飾品	43,023	46,261	107.5
衣料品	21,476	20,073	93.5
生活雑貨	50,138	45,576	90.9
その他	-	1,540	-
その他の部門	9,531	6,303	66.1
合計	5,741,370	3,652,406	63.6

- (注) 1 店舗販売部門のその他は、主に会員制による年会費の収入であります。
2 通信販売部門のその他は、主に他社チラシ・カタログ等の封入手数料収入であります。
3 その他の部門は、不動産賃貸であります。
4 和洋裁服飾品の区分には、ミシンが含まれております。

(2)財政状態の分析

(資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ13億12百万円減少し、122億23百万円となりました。流動資産は14億31百万円減少し、固定資産は1億19百万円増加しております。資産の減少は、主にその他固定資産に含まれておりますソフトウェア仮勘定が54百万円増加したものの、現金及び預金が13億76百万円、商品が31百万円減少したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ3億33百万円減少し、38億68百万円となりました。流動負債は3億24百万円減少し、固定負債は8百万円減少しております。負債の減少は、主に契約負債が2億89百万円増加したものの、電子記録債務が2億5百万円、その他流動負債に含まれております未払金等が4億4百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ9億78百万円減少し、83億54百万円となりました。純資産の減少は、主に利益剰余金が9億86百万円減少したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

(単独株式移転による持株会社の設立について)

当社は、2021年8月19日開催の取締役会において、2021年9月28日開催の定時株主総会における承認決議など所定の手続を経た上で、2022年1月4日(予定)を期日として、当社単独による株式移転の方法により持株会社(完全親会社)である「藤久ホールディングス株式会社」を設立し、持株会社体制に移行することを決議いたしました。

なお、2021年9月28日に開催された当社の定時株主総会において、株式移転計画について承認されております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載のとおりであります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,301,000	12,301,000	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株で あります。
計	12,301,000	12,301,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年7月1日～ 2021年9月30日	-	12,301,000	-	3,125,840	-	749,990

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,297,500	122,975	-
単元未満株式	普通株式 2,700	-	-
発行済株式総数	12,301,000	-	-
総株主の議決権	-	122,975	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式数には、自己保有株式68株が含まれております。

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 藤久株式会社	名古屋市名東区 高社一丁目210番地	800	-	800	0.00
計	-	800	-	800	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、栄監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がないため、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,372,535	2,996,524
受取手形及び売掛金	255,150	260,312
電子記録債権	262	101
商品	5,415,192	5,383,617
貯蔵品	32,118	19,276
その他	606,702	590,306
貸倒引当金	957	921
流動資産合計	10,681,005	9,249,217
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	231,920	240,450
土地	644,957	644,957
リース資産(純額)	13,916	12,768
その他(純額)	133,596	203,072
有形固定資産合計	1,024,391	1,101,249
無形固定資産	432,714	458,802
投資その他の資産		
差入保証金	1,154,964	1,151,407
その他	242,779	262,871
投資その他の資産合計	1,397,743	1,414,278
固定資産合計	2,854,849	2,974,330
資産合計	13,535,854	12,223,548

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	731,047	843,750
電子記録債務	933,004	727,460
リース債務	54,014	44,699
未払法人税等	119,017	30,924
契約負債	-	289,131
賞与引当金	64,166	121,500
ポイント引当金	71,296	-
資産除去債務	30,131	25,336
その他	1,229,597	824,666
流動負債合計	3,232,274	2,907,467
固定負債		
リース債務	30,626	23,313
役員退職慰労引当金	7,497	7,497
資産除去債務	761,701	762,710
その他	170,170	167,658
固定負債合計	969,996	961,178
負債合計	4,202,271	3,868,646
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,125,840	3,125,840
資本剰余金	806,070	806,070
利益剰余金	5,398,148	4,411,792
自己株式	976	976
株主資本合計	9,329,082	8,342,726
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,501	12,175
評価・換算差額等合計	4,501	12,175
純資産合計	9,333,583	8,354,901
負債純資産合計	13,535,854	12,223,548

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
売上高	5,741,370	3,652,406
売上原価	2,314,564	1,565,164
売上総利益	3,426,806	2,087,241
販売費及び一般管理費	2,816,214	2,605,623
営業利益又は営業損失()	610,592	518,382
営業外収益		
受取利息	291	217
受取配当金	39	44
受取手数料	1,655	-
受取保険金	-	1,402
助成金収入	100	5,502
その他	1,777	445
営業外収益合計	3,863	7,611
営業外費用		
支払利息	676	329
コミットメントフィー	882	882
災害事故関係費	-	988
その他	251	196
営業外費用合計	1,809	2,395
経常利益又は経常損失()	612,645	513,166
特別利益		
固定資産売却益	6,157	-
特別利益合計	6,157	-
特別損失		
固定資産除却損	-	373
減損損失	924	710
店舗閉鎖損失	-	1,190
事業構造改善費用	2,495	-
特別損失合計	3,419	2,273
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	615,384	515,439
法人税、住民税及び事業税	76,211	30,924
法人税等調整額	-	13,978
法人税等合計	76,211	44,902
四半期純利益又は四半期純損失()	539,172	560,342

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

(1) 年会費に係る収益認識

会員制度に係る年会費収益について、従来は年会費の受領時に収益を認識しておりましたが、履行義務が一定期間にわたり充足されるものであるため、年会費の経過期間に対応して収益を計上する方法に変更しております。

(2) 自社ポイント制度に係る収益認識

自社が運営するポイント制度について、従来は付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来顧客により行使されると見込まれる金額を取引価格から控除し、収益を認識する方法に変更しております。

(3) 他社ポイント制度に係る収益認識

他社が運営するポイント制度に係るポイント負担金について、従来は販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、取引価格の算定において、第三者のために回収する額と判断し、取引価格から控除し、収益を認識する方法に変更しております。

(4) 株主優待券に係る収益認識

株主優待券の利用額について、従来は販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、顧客に支払われる対価として、取引価格から控除し、収益を認識する方法に変更しております。

(5) 代理人取引に係る収益認識

受託販売に係る収益について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、代理人に該当する取引として、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は2,508千円減少し、売上原価は5,424千円減少し、販売費及び一般管理費は13,773千円減少し、営業損失、経常損失及び税引前四半期純損失はそれぞれ16,689千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は186,160千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当第1四半期会計期間より「契約負債」に含めて表示することとしました。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(単独株式移転による持株会社の設立について)

当社は、2021年8月19日開催の取締役会において、2021年9月28日開催の定時株主総会における承認決議など所定の手続を経た上で、2022年1月4日(予定)を期日として、当社単独による株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の方法により持株会社(完全親会社)である「藤久ホールディングス株式会社」を設立し、持株会社体制に移行することを決議いたしました。

なお、2021年9月28日に開催された当社の定時株主総会において、株式移転計画について承認されております。

1. 単独株式移転による持株会社設立の目的

当社が属する手芸業界においては、新型コロナウイルス感染症拡大により、マスクや巣ごもり需要による売上高が一時的に増加したものの、長期的には趣味の多様化や愛好者の高齢化を背景にユーザーは減少傾向であるとともに、他業種からの参入をはじめ競争が進んでおり、経営環境は一段と厳しさを増すことが予想されます。アフターコロナの時代まで見据えると、当社を取り巻く経営環境や事業フィールドも大きく変化することが想定され、自らが変革する組織へと成長する必要があります。

このような経営環境の中、当社が保有する会員基盤を他社とのアライアンスに積極活用することで、現在主力である手芸用品以外の女性向け商品・サービスの提供を充実させることは、当社の中期経営目標を達成する上で不可欠であると考えております。

このため、当社は、今後の社会や業界の変化に柔軟に対応しながら、M&Aや戦略的提携を活用した迅速な成長戦略の遂行や、今後のグループ拡大を見据えたガバナンス体制の強化を図ることを目的に、持株会社体制への移行が必要であると判断いたしました。

新たに設立する持株会社は、子会社の経営管理を行うことにより事業運営の効率化を図るとともに、当社が保有する会員基盤をグループとして有効活用するための企画・管理機能を担い、新たな事業機会の創出などによる持続的な成長を目指してまいります。

なお、本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社となるため、当社株式は上場廃止となりますが、持株会社は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)市場第一部への上場申請を行うことを予定しております。上場日は東京証券取引所及び名古屋証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日(本株式移転効力発生日)である2022年1月4日を予定しております。

2. 本株式移転の方式及び内容

(1) 本株式移転の方式

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転です。

(2) 本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

会社名	藤久ホールディングス株式会社 (株式移転設立完全親会社)	藤久株式会社 (株式移転完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1 株式移転比率

本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する直前時(以下「基準時」といいます。)における当社の株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式1株につき、設立する持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

2 単元株式数

持株会社は、単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

3 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独の株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様が不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたします。

4 第三者算定機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記3の理由により、第三者算定機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

5 本株式移転により発行する新株式数

普通株式12,301,000株（予定）

上記新株式数は、当社の発行済株式総数12,301,000株（2021年6月30日時点）に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、基準時において当社が保有する自己株式に対しては、その同数の持株会社の普通株式が割当交付されることになります。

これに伴い、当社は一時的に持株会社の普通株式を保有することになりますが、その処分方法については、効力発生後、法令等に基づき速やかに処理する予定です。

(3) 本株式移転の日程

定時株主総会基準日	2021年6月30日
株式移転計画承認取締役会	2021年8月19日
株式移転計画承認定時株主総会	2021年9月28日
当社株式上場廃止日	2021年12月29日（予定）
持株会社設立登記日（効力発生日）	2022年1月4日（予定）
持株会社株式上場日	2022年1月4日（予定）

ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3. 本株式移転により新たに設立する会社（株式移転設立完全親会社・持株会社）の概要

名称	藤久ホールディングス株式会社
本店の所在地	名古屋市名東区高社一丁目210番地
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中松 健一
資本金の額	100百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	グループ会社の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務
決算期	6月末日

4. 会計処理の概要

本株式移転は、企業会計上の「共通支配下の取引」に該当するため、損益への影響はありません。なお、本株式移転によるのれんは発生しない見込みです。

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

前事業年度の有価証券報告書の（重要な会計上の見積り）に記載した新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積りの仮定について、新たな追加情報の発生及び重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

1. 当座貸越契約(借手側)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため当座貸越契約を締結しております。
これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年9月30日)
当座貸越極度額	300,000千円	300,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	300,000	300,000

2. シンジケートローン

当社においては、運転資金を安定的かつ機動的に調達することを目的として、2020年3月25日付で㈱名古屋銀行をアレンジャーとする金融機関5行によるタームアウト型コミットメントライン契約を締結しております。この契約には以下の財務制限条項が付されています。

2022年6月に終了する決算期及びそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、それぞれ2021年6月に終了する決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上であること。

2023年6月に終了する決算期及びそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書に示される償却前経常損益が、それぞれ2期連続して損失とならないこと。なお、初回判定は2022年6月期決算期及び2023年6月期決算期とする。

2020年6月に終了する決算期及びそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における「短期借入金」、「長期借入金」及び「社債」の合計金額が、それぞれ38億円を上回らないこと。

2023年6月に終了する決算期及びそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における実質借入金(当該貸借対照表における「短期借入金」、「長期借入金」及び「社債」の合計金額から、当該貸借対照表から算出される所要運転資金(当該貸借対照表における「受取手形(割引・裏書譲渡手形を除く。）」、「売掛金」及び「棚卸資産」の合計金額から、当該貸借対照表における「支払手形(設備支払手形を除く。）」及び「買掛金」の合計金額を控除した金額をいう。)及び当該貸借対照表における「現預金」の合計金額を控除した金額をいう。)を、当該決算期に係る借入人の単体の損益計算書における「税引前当期純利益」及び「減価償却費」の合計金額で除した数値がそれぞれ10を超えないこと。

上記の財務制限条項のいずれかに抵触した場合、金利の引き上げが行われます。なお、これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年9月30日)
シンジケートローン契約極度額	3,500,000千円	3,500,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	3,500,000	3,500,000

(四半期損益計算書関係)

事業構造改善費用の内訳は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
閉鎖店舗費用等	2,495千円	-千円
計	2,495	-

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
減価償却費	17,897千円	41,084千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年9月29日 定時株主総会	普通株式	153,751	25.00	2020年6月30日	2020年9月30日	利益剰余金

(注) 2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2020年6月30日を基準日とする1株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年9月28日 定時株主総会	普通株式	239,852	19.50	2021年6月30日	2021年9月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、手芸用品及び生活雑貨等の店舗販売及び通信販売を主要業務とし、ほかに不動産賃貸を営んでおりますが、店舗販売及び通信販売事業の割合が高く開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

(単位:千円)

	金額
店舗販売部門	3,403,178
通信販売部門	242,924
顧客との契約から生じる収益	3,646,102
その他の収益	6,303
外部顧客への売上高	3,652,406

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり 四半期純損失() (円)	43.83	45.56
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	539,172	560,342
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期 純損失() (千円)	539,172	560,342
普通株式の期中平均株式数 (株)	12,300,132	12,300,132

(注) 1 前第1四半期累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当第1四半期累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月11日

藤久株式会社
取締役会御中

栄監査法人

愛知県名古屋市

代表社員
業務執行社員

公認会計士 横井陽子

代表社員
業務執行社員

公認会計士 玉置浩一

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている藤久株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第62期事業年度の第1四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、藤久株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。